

2014 年 2 月 28 日

「LT会」会報第 14-03 号(総 137 号)

上海 LT コンサルティンググループ

登録資本金登記制度改革案を発表、規制緩和へ

市場主体の参入条件への管制を更に緩和し、営業商業環境を最適化し、市場主体の加速発展を促進するため、国務院が 18 日、7 日に公布の『登録資本金登記制度改革方案』を正式発表した。改革案において、2014 年 3 月から全国範囲で授權登録資本金登記制度及び企業年度報告制度を実施する方針を明らかにした。

一、授權登録資本金登記制度の実施

改革案によると、従来の払込資本金に基づく登記制度を授權登録資本金に基づく登記制度への移動で、一部の業種(27 個)を除いて実際の払込資本金は今後、工商登記をする必要がなくなる。また、法人登記の最低資本金で、有限責任公司 3 万元、個人有限責任公司 10 万元、株式有限公司 500 万元の 規制も撤廃した。

授權登録資本金登記制度を実行するのは、会社基礎制度の調整に該当する場合、会社は自己管理の弁法と機制を健全化し、内部管理構造を完備し、独立董事、監事の監督役割を発揮し、主体責任を強化しなければならない。会社の出資者(発起者)が授權登録資本金登記制度の責任を正確に認識し、授權承諾を理性的に作り出し、定款、協議が約定する時間、数額等を厳格に執行して実際の出資責任を履行しなければならない。

但し、授權登録資本金登記制度の具体的な実施方法及び手続きなどは実施細則等の制定により明らかにされるのを待つことになるだろう。

二、企業年度報告制度の実施

改革案によると、2014 年 3 月 1 日より、營業許可証を持つ有限責任公司、株式有限公司、非公司制企業法人、パートナーシップ企業、個人独資企業及びその分支機構、中国で經營活動に従事する外国(地区)企業、及びその他事業單位の企業年度検査を廃止するとあり、毎年春夏に連合年度検査のために奔走させていた外資企業にとって、大きな変化であるといえるだろう。

企業年度報告制度の実施に従って、登記機関はインターネット申告サイトを立ち上げ、企業は指定期間内に申請書を作成して、登記機関に年度報告書を提出、公示すればよく、登記機関による企業への検査はなくなる。年度報告書の真実性、合法性は企業が責任を持つ。期限までに年度報告書を提出しなかった企業は信用監督管理リストに入れられる。年度報告の内容は通常、出資者の出資払込状況、資産と負債、登

記や届出事項の変化状況等で、すべてパソコンの操作だけで完了し、企業も工商部門も労力が大幅に軽減されることになる。

但し、企業年度報告公示制度の実施細則はまだ発表されていない。また、工商総局からは年度検査廃止の通知が出たが、外商投資企業の連合年度検査に関わる他の部門－商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局のサイトにはこれに関連する通達はまだ出ていない。

その他、今回の工商総局の通達は外国企業の常駐代表事務所(代表处)については取り上げていない。代表事務所はこれまでどおり毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関に年度報告書を提出しなければならないのかどうか、工商総局の解釈と説明を待たねばならない。

長い目でみれば今回の措置の意義は大きく、政府機能の改善であり、サービス意識の改革である。また、中国市場経済発展の契機ともなり、行政の干渉を少なくし、市場の育成に良好な生態環境を提供するだろう。それと同時に、企業や関連サービス分野にとっては新たな課題と挑戦となるだろう。

生態環境の変化にともない、外資企業だけでなく、我々もこれらの動きに対応していかなければならない。少なくとも次のいくつかの面において検討が必要だと思う。

- 1、 情報と信用状況を公開することで、その取扱いを如何にするか。
- 2、 年度報告書の申告をどう取り扱うか。
- 3、 税収、銀行、資格、工商等のデータと資料について如何にバランスをとるか。
- 4、 企業のサポートサービス会社は企業が環境の変化に対応するために何ができるか。
- 5、 企業は環境の変化の中で如何に発展するか。

LT 社では今後ともこれまで同様、専門サービスの提供者として、上のいくつかの点を踏まえ、在中国の日系企業が改革案実施後の対応について、サポートしてまいります。どうぞお気軽にお問合せ、ご相談ください。

以上